



議会報

かわへい

第 50 号

平成 4 年 3 月 26 日

発行 川辺町議会

編集 川辺町議会報編集委員会
〒509-03
岐阜県加茂郡川辺町
中川辺1518-4
☎(0574)53-2511(代)

こんな記事があります

▷議員の報酬等を改定 2 ページ ▷そこが聞きたい知りたい 5 ~ 11 ページ

▷意見書を可決・関係各大臣に送付

..... 4 ページ

▷公職選挙法が平成 2 年から

改正されています 12 ページ



第4回定例会

環境整備基金 1億7600万円積立

一般会計

2億5771万円を追加

議長（平成四年一月一日実施）
二四五、〇〇〇円
議長（平成四年一月一日実施）
二四五、〇〇〇円

議員報酬の額は、町長の諮問により特別職報酬等審議会（委員五名）で審議され、その答申を受けて町長が条例の改正案を議会に提出し、議決によって決定されます。

昨年十一月、議員報酬等の額について、「社会の経済情勢、町財政や近隣町村の現状等から勘案して、改定するのが適当である。」旨の意見書が同審議会から提出され、本条例において審議の結果、報酬月額を次のとおり改定しました。

川辺町教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正

（平成四年一月一日実施）
町長 六四〇、〇〇〇円
助役 五三五、〇〇〇円
収入役 四九五、〇〇〇円

同様に審議会の答申どおり、次とおり改定しました。

（平成四年一月一日実施）
短縮または廃止された。

川辺町議会議員の報酬及び期末手当に関する条例の一部を改正

議員報酬の額は、町長の諮問により特別職報酬等審議会（委員五名）で審議され、その答申を受けて町長が条例の改正案を議会に提出し、議決によって決定されます。

提出された案件は、町道の路線認定及び廃止など十二件と最終日に追加提案された職員の給与に関する条例の一部改正など八件で、それぞれ慎重に審議され、いすれも原案どおり可決されました。

可決した案件

川辺町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正

本条例についても、特別職報酬等審議会の答申に基づき審議の結果、給料月額を次のとおり改正したほか、十二月期の期末手当についても議会議員同様に支給割合を改正しました。

湖岸線一、三四〇トメを認定

石神字清水から中川辺字東光寺までの一三四〇トメ（三三三〇メートル）を路線認定し、従来の湖岸線（六〇〇メートル）を廃止することを可決しました。

一般会計繰入金を減額

下水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ二千百二十三万円を減額し、総額を八千四百八十一万五千円としました。

この補正是、県補助金の額の確定、公共下水道事業債臨時特例債が認められたこと並びに人件費の減により、一般会計からの繰入金減額補正の措置を行なつたものです。

平成三年第四回定例会は、二月十六日から二十日まで五日間開きました。

副議長 一九〇、〇〇〇円
委員長 一七六、〇〇〇円
議員 一七〇、〇〇〇円

このほか、人事院勧告に基づき、一般職員の十二月期の期末勤勉手当の支給割合が改正されたことに準じて、本町議員の期末手当についても、平成三年十二月にさかのぼって、これまでの「百分の二百六十」から「百分の二百七十」に改正しました。

川辺町議会議員の報酬及び期末手当に関する条例の一部を改正

議員報酬の額は、町長の諮問により特別職報酬等審議会（委員五名）で審議され、その答申を受けて町長が条例の改正案を議会に提出し、議決によって決定されます。

提出された案件は、町道の路線認定及び廃止など十二件と最終日に追加提案された職員の給与に関する条例の一部改正など八件で、それぞれ慎重に審議され、いすれも原案どおり可決されました。

可決した案件

川辺町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正

本条例についても、特別職報酬等審議会の答申に基づき審議の結果、給料月額を次のとおり改正したほか、十二月期の期末手当についても議会議員同様に支給割合を改正しました。

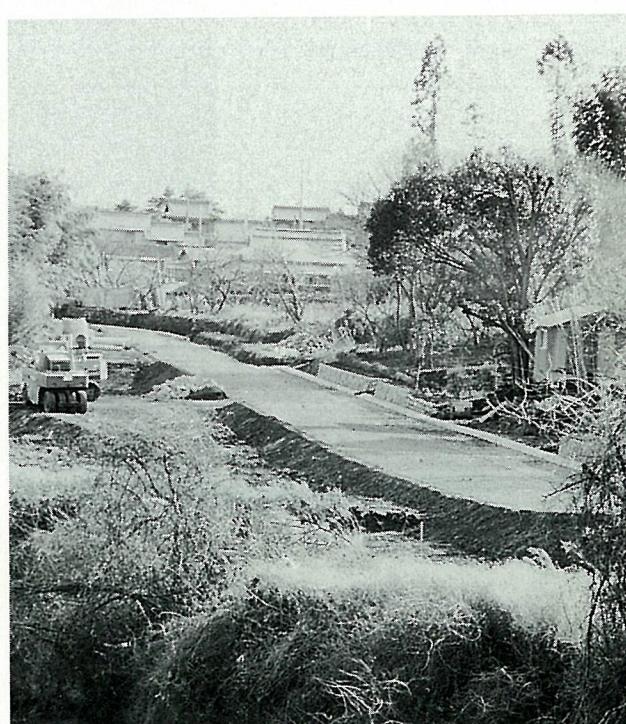
湖岸線一、三四〇トメを認定

石神字清水から中川辺字東光寺までの一三四〇トメ（三三三〇メートル）を路線認定し、従来の湖岸線（六〇〇メートル）を廃止することを可決しました。

一般会計繰入金を減額

下水道事業特別会計は、歳入歳出それぞれ二千百二十三万円を減額し、総額を八千四百八十一万五千円としました。

この補正是、県補助金の額の確定、公共下水道事業債臨時特例債が認められたこと並びに人件費の減により、一般会計からの繰入金減額補正の措置を行なつたものです。



道路工事の進む湖岸線

(3) 平成4年3月26日発行

歲出
議會費
總務費

△六、七八一
一、八一三

医療費が当初より伸びたため
退職者被保険者医療給付費に不
足が生じたことと一般職職員の
給与の改定に伴う予算措置で歳

額を追加

改正の主な内容

○平成三年度川辺町水道事業会計補正予算（第二号）

歳入歳出それぞれ二百十二万三千円減額し、総額八千四百八十一万五千円としました。主な内訳は、歳入で、県補助金の額の確定、公共下水道債、臨時財政特例債が許可され、一般会計からの繰入金を減額しました。

一般会計からの繰入金を
六百五十万三千円減額補正

○平成三年度川辺町下水道事業 特別会計補正予算（第一号）

年度末に財源不足が予想されるため、一般会計からの繰入を行い財源内訳を校正しました。

○平成三年度川辺町老人保健特別会計補正予算(第三号)

入歳出それぞれ三千四百五十七
万四千円を追加し、総額五億二
千一百一十七万九千円としまし
た。

今回の補正は、水の需要が三十五パーセント増加したこと及び、加入者戸数が増加したことにより補正を行つた。

○給料表の改定
人材確保のために初任給の引き上げと若年層に重点をおいて改定しました。

○議会議員の報酬及び期末手当に関する条例の一部改正
常勤の特別職職員の給与に関する

○教育長給与、勤務時間その他 勤務条件に関する条例の一部改

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

特別職の期末手当を

五・四五月分に

期末・勤勉手当五・四五月分に

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、町職員の給与や諸手当の改定を行いま

改正の主な内容は、一般職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を改定したことに準じて、議員、町長、助役、収入役、教育長の期末手当の年間支給割合を五・三五月分から五・四五月分に改定しました。

五・四五月分に

医療費の伸びなどにより
三千四百五十七万四千円
を追加

今回の補正は、歳入歳出それ
ぞれ二億五千七百七十一万円を
追加し、総額を二十九億五千八
百六十万九千円としました。

下水道事業は、長年にわたつ
て多額の財源を必要とする事業
であり、事業推進に資するため
一億七千六百万円の積み立てを
したほか、一般職職員の給与改
定、議員など特別職の報酬等の
改定による補正、福祉振興基金
積立金などに充てます。

環境整備基金に 一億七千六百万円積立

民生費	一七五、六三四
農林水產業費	一、五〇五
土木費	五六、七一四
消防費	△八、六五二
教育費	三八
災害復旧費	一八二

○平成三年度川辺町老人保健特別会計補正予算(第三号)

収益の収入及び支出の総額は、
二億三千二百三十三万二千円と
なりました。

◎期元 勧勉三当の已定

○平成3年度一般会計補正予算
(第六号)

**管理職員特別勤務手当等
を追加**

歳入歳出それぞれ九十七万九千円を追加し、総額二十九億五千九百五十八万八千円としました。この補正是、管理職員特別勤務手当の補正と、東小学校の浄化槽の修繕に伴う費用等を補正しました。

歳入	△は減額、単位千円
繰越金	九七九
【歳出】	
議会費	八
総務費	二四
民生費	八
農林水産業費	二四
土木費	九〇七
教育費	

○平成3年度下水道事業特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ八千円を追加し、総額八千四百九十二万三千円としました。

これは、管理職員特別勤務手当を補正したものであります。

○平成3年度水道事業会計補正予算(第三号)

これは、一般職同様、管理職員特別勤務手当の補正を行つたものです。

これにより、水道事業会計の収益的収入及び支出の総額は、二億一千八百三十八万二千円となりました。

本定例会の最終日(十二月二十日)に議員提案による発案書(公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書が提出され、全会一致で可決されました)。

意見書は、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣あてに送付しました。

意見書の内容は、次のとおりです。

義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書

提出者 則武 豊
賛成者 井戸 孝
高井信孝
青山紀久

政府は、平成4年度予算編成に当たって財政負担の軽減を図るため義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に対する給与費国庫負担制度の削減を検討している。

しかるに、この制度の見直しは、単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものである。

よつて、政府におかれては、現行の公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に係る義務教育費国庫負担制度を維持されるよう

う地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。提出先は内閣総理大臣をはじめ大蔵、文部、自治各大臣

**議会を
傍聴して**



岡本 穂さん

これまで、議会の運営については、「議会報」などによつて、若干承知はしていましたが、やはり「一見に如かず。」の感激を深くした。

議会議員は、町民を代表しての質問なので、平素、

広く深く町政万般を把握し、しかも、町民より一步前を歩かなければならぬから、まことに厳しいものがあるわけだ。

町執行部は、実績をもつてこれに答えなければなら

いから、これまで厳しいものがあり、議場は引き締まつた雰囲気の中に、時間が過ぎて行つた。そして、そ

の間に強い信頼感があり、

そこには議決機関と執行部との間に強い信頼感があり、それが本町を伸展させて行くものだと確信した。

勿論、初の経験なので、

傍聴券をポケットにいささ

か緊張して席に着いた。

当日は、まず四名の議員

が登壇、一般質問をなされ、

後半は諸議案が次々可決成

立した。

一般質問

そこが聞きたい

知りたい

議員が町の行政の在り方、問題点を町長方に問い合わせます。「一般質問」は、会期最終日の十二月二十日に行われました。今日は、四人の議員が登壇し、当面する町政の諸問題について質問しました。

質問の要旨と答弁の内容は次のとおりです。
 (掲載順序は、発言通告書の受付順)

青山 紀久議員

乾燥設備のあるライスセンター建設を

川辺町の稻作はその大半が、第二種兼業農家で占められています。秋の取り入れも時期的にほとんど一緒であり、週末の休日を利用して作業が行われております。残念なことは、川辺町に乾燥施設を有した公的なライスセンターがありませんので、それが実情です。

そこで、行政の指導のもとで岐阜川辺町農業協同組合が計画されている。ライスセンター建設に強力なバックアップをいた

花いっぱい運動に対する来年度予算は

花いっぱい運動の取り組み方についてお尋ねします。「花の都かわべ」というテーマで、石神、中川辺、西柄井地区に立派な花壇が建設されました。

花いっぱい運動の取り組み方についてお尋ねします。「花の都かわべ」というテーマで、石神、中川辺、西柄井地区に立派な花壇が建設されました。

花いっぱい運動の取り組み方についてお尋ねします。「花の都かわべ」というテーマで、石神、中川辺、西柄井地区に立派な花壇が建設されました。

行政で行える範囲で計画に参加していきたい。

行政で行える範囲で計画に参加していきたい。

だくよう強く要望します。これについて町当局のご意見を伺いたい。

川辺町がこうした運動を展開し、実績を上げていることは、本当に評価に値するものと確信しております。そこで私は、こ

の花いっぱい運動に対する来年度の予算措置、担当課の考え方、いわゆる花のビジョンを聞かせていただきたい。

横田文夫議員

ゴルフ場へ往来する車両の交通安全対策は万全か

花いっぱい運動の取り組み方についてお尋ねします。「花の都かわべ」というテーマで、石神、中川辺、西柄井地区に立派な花壇が建設されました。

花いっぱい運動の取り組み方についてお尋ねします。「花の都かわべ」というテーマで、石神、中川辺、西柄井地区に立派な花壇が建設されました。

市と八百津のライスセンターで収穫は、現在四十ヘクタール位がコンバインで行い、美濃加茂市と八百津のライスセンターで処理し、残りの百十ヘクタールが自然乾燥で、町内の業者により、粒搗りが行われて

いると推定されます。

ライスセンター建設に対しましては、規模、資金面、経営面、利用面等で今後検討されると思いますが、行政で行える範囲について計画に参加して行きたい。

ライスセンター建設に対しましては、規模、資金面、経営面、利用面等で今後検討されると思

来年度も花いっぱい運動を推進して行く

来年度も花いっぱい運動を推進して行く

駅前、新山川橋西詰めの交差点にタワー、ひな壇を設置し、西柄井におきましては、建設省のご協力をいただき花壇を設置いたしました。転作田では、景観

作物としてコスモス、農協婦人部、福寿会の方々に花壇づくりをしていただきました。また、小中学生におきましては、種を配布して播種から花を育ててい

たまき、本年度は町内で開催された郡のPTA大会を花で飾つていただきました。皆さんのが力により、地域の皆さん、国道

を通られる運転手の皆さん的心を和ませる事ができたと思っております。平成4年度も引き続きこの運動を展開するため、予算

富士カントリークラブの鹿塩ゴルフ場は、昭和六十三年十一月に仮オープンをして以来まる三年を経過をしました。

町にとつてのメリットは、財政面であろうと思います。ゴルフ場の利用税、土地あるいは建物、償却資産を含めた固定資産税等の税収が、本年度約八千万円が見込まれるものと思われます。

しかしながら問題がないわけではなく、その反面には、地元住民不安の要因となつていていると思います。

自主財源の乏しい当町としては、非常に大きな財源の一つになつていています。

しかししながら問題がないわけではなく、その反面には、地元住民不安の要因となつております。毎日二百人程度のプレイヤーが来町し、同時に従業員及び業者と等を含めますと、トータル三百名、車の台数は二百台前後が、美濃川辺線を中心には復を致します。特に、朝は七時半から九時半の二時間は集中的に通過します。地元住民として



道路改良された県道美濃一川辺線

非常に戸惑いを感じ、特に通学時間帯に多くの車とすれ違うことから、子を持つ親は大変心配をして送り出しておる現状です。このような現状で、さらに九ホールの増設が計画されており、必至です。これまでどのような交通安全対策を対応されてきたのか、さらに、今後九ホールの増設をそなえてどのような対応をされるのか併せてお尋ねいたしました。

今後も可茂土木事務所へ改良を要望していく

【土木課長】鹿塙カントリーラブのオープン以来交通量が増加していることは否めない事実です。また、今後増設が実施されるとさらに増加すると思います。現在、美濃川辺線は、バイパス工事が進められており半分ほどできておりますが、その工事も順次進めさせていただくことになります。また、本年度において、鹿塙の高野地内で見通しが悪い急カーブの箇所の拡張工事が計画されています。ゴルフ場の利用者が一番通られるのが美濃川辺線であり、美濃川辺線の事業主体である可茂土木に

対して道路事情等よく説明をして、危険箇所に対し改良の要望を強力に進めるとともに、交通安全対策に配慮するようお願ひする所存です。

今年九月の集中豪雨で、ゴルフ場の開設に伴う水害であろうと思われる箇所が数箇所ございました。たいした被害では、なかつたことが不幸中の幸いになりましたし、町当局も直ちに適切な対応をいただきました。当時の洪水は約二メートル五十七センチ近い水位になつたと思います。あと一メートルも増水すれば、民家にもろに水かかる箇所もあつた。実際にその濁流を目の前にした時に、これが最高水位だとわかつておれば、安心して見ておれますか、なお増水の途中では不安を感じざるを得ません。

水利計算上安全基準を目指していると思いますが、住民感情として本当に大丈夫なのか、机上計算にすぎないのか、危惧しております。

河川の安全性について重ねて

集中豪雨における雄鳥川の水位は大丈夫か

お尋ね致します。

河川改修工事が実施される

お尋ね致します。

の開発指導要綱等に照らし合せて、支障がないよう指導してまいります。

ゴルフ場からの排水の水質検査データーは

ます。また、この対策について、ゴルフ場に対し善処していただきよう申し入れました。本年度中にゴルフ場の責任において、施工改修する旨の連絡を受けており、まもなく工事に着手されると思います。また、その他小さな面の崩壊等の箇所についても、ゴルフ場の責任において施工するというお話を聞いております。

ゴルフ場の排水先である雄鳥川は、集中豪雨時にあと一メートル位でオーバーフローするのではということでございますが、鹿塙の板橋地内が未改良で幅が狭く高さも少ない箇所であります。県において改修計画を立て、先般、関係地主の方に説明会を実施し、了解をいただいておりま

す。ご公表いただき安全性を確認して戴きたい。

開設以来のデーターがあればご公表いただき安全性を確認して戴きたい。

【企画室長】現在、県において、ゴルフ場問題に関する対処方針、ゴルフ場の環境管理に関する指標が、平成二年七月に定められております。それに基づき

検査結果は県基準以下、不検出

ます。また、本年度に一部同地内において、工事を施工するよう入札がなされております。今後、ゴルフ場の増設による排水計画につきましても岐阜県

まして、定期的に使用農薬関係の検査が実施されて県に報告されています。使用農薬は、殺菌剤、殺虫剤、除草剤があり、それぞれが検査の対象になつております。企業側では、現在五箇所で検査されており、現在までの検査結果では、県の基準以下、又は不検出の結果が出ております。町といったしましても、企業任せの検査ではなく、年に二回各一ヵ所独自に検査をしております。今年度は七月、九月に検査をしました。使用農薬は、不検出の結果が出ており問題はないと思つております。

検査データにつきましては、町に保管しており必要であればいつでもお見せし、説明もさせていただきます。河川の水質検査については、平成元年度より行い、その結果を平成二年三月の広報で分析の内容を掲載しております。特に、飛騨川に流れ込む主な河川、排水路は、住宅が密集しているところはほとんどが汚染されております。今まで水の汚染は、工場の排水と考えられておりましたが、工場、事業所の排水規制が実施された現在では、水質汚濁の主な原因は生活環境の変化により日常生活

で流す生活排水と言われます。平成三年度におきましても継続的に検査をしており、五月、八月、十一月と二月に実施し、その分析結果は広報に掲載していきたい。

広報無線をより有効利用を

平成二年四月に本町に無線施設が、開設され重宝いたしております。朝晩の定時の放送を始め、緊急時の放送等、極めて有效地に利用しております。ことに最近、保健センターからのお知らせという放送が多くあります。保健に関係のある方は、ありがたい広報ですが、反面、広報の中で保健センターの知らせが目立ち、他の係からの知らせがあまりにも少ないと言う気がしてなりません。いろいろな利用制限もあると思いますが、例えば老人クラブの集会の連絡、婦人会等の連絡、地域の会合の中には、川辺町に関する記事が他町村と比較して少ない気がしてなりません。現在まで的一般紙への情報提供は、どのように取り組んで来られたのかお尋ねいたします。今後新聞社側との連携、記事を提供することが掲載される度合いを高めるものだと思います。町の行政あるいは行事等について一般紙を利用すれば無料のPRとなり、これに勝る手段はなく最高の方法であると思います。

一般の新聞紙上に町の行事等PRを行ふ

特に、町内へのPRだけではなく、一般の情報提供として川辺町に対する認識を揚めて戴くのに大きな効果があると思います。企画の中で窓口を一本化するなどしてご検討戴き、情報の提供を積極的に取り組んでいただくよう要望します。

【総務課長】防災行政無線は、町内の皆さんへの公共情報の伝達施設として、毎日利用しておりますが今後につきましても、庁舎内各課に無線広報責任者を設置するなどして、有効利用を図つていただきたい。

庁舎内各課の有効利用を図る

【企画室長】現在、諸行事等は、美濃加茂市の記者クラブを問または電話により情報提供をしていますが、今後とも一層の連携を図り、また各課との連携を密にして積極的に情報提供に努力していただきたい。

【町長】町行政を推進して行くためには、また活力ある町づくりを進めるためには、住民との対話は極めて重要であると認識しております。

私は、各種団体等の会合にはできる限り出席をして対話を進めています。今後新聞社側との連絡事項等、町民への連絡事項、公共性を持つ連絡事項の広報は利用できると思います。

施設のより有効な活用のため今後一層その範囲を広げて戴ける部分があるとするならばご検討ください。

特に、町内へのPRだけではなく、一般の情報提供として川辺町に対する認識を揚めて戴くのに大きな効果があると思います。企画の中で窓口を一本化するなどしてご検討戴き、情報の提供を積極的に取り組んでいただくよう要望します。

【町長】町行政を推進して行くためには、また活力ある町づくりを進めるためには、住民との対話は極めて重要であると認識しております。

私は、各種団体等の会合にはできる限り出席をして対話を進めています。今後新聞社側との連絡事項等、町民への連絡事項、公共性を持つ連絡事項の広報は利用できると思います。

施設のより有効な活用のため今後一層その範囲を広げて戴ける部分があるとするならばご検討ください。

川辺町の人口増加につ
ながる政策を

かわべ議会報 No.50

な「子供の楽園川辺町」を目指す政策を求める。

また公共住宅の建設を町の発展と結びつけて、川辺町に安くて、広く家族が安心して住めるような住宅があるならば、流入人口が増えてくるのではないでしようか。他町村が驚くような政策を行い、子供達の快活な声があちらこちらで聞かれるような「子供の楽園川辺町」を目指す政策を求めます。

川辺町の総合計画の中で人口目標を一万一千五百人とおいたことがあります。その後の人口の増加はほんの僅かの自然増になつてゐるだけです。人口一千五百人に増やそうと決めたなら、それについて確かに取り組みが継続的になされなければなりません。町の施設が、人口一万四、五千人になつても十分利用が可能であり、また活気ある利用度から考へても適当ではないかと思います。特別な地場産業を持たない川辺町が力を入れることと思うことは、憂れこころ

[町長] 川辺町の第一次総合計画は、昭和六十年から平成七年まで十年の計画が立てられております。その中で人口の最終目

広域行政圏の中心地川辺町がリーダシップを

【町長】可茂広域行政は、美濃構成されております。その中で六つの組合と、一つの協議会が設けられており、そのうちほとんどが美濃加茂市にあって、可茂公設市場卸売組合は可児市にあります。また、可茂農業共済事務組合は、本町に事務所が置かれて います。

また、加茂郡七ヶ町村で設置しております加茂郡の教育研究所は、旧下麻生小学校に置いてあります。加茂郡の小中学校の先生が活用され、郡内の先生方の研修の場

中心的な役割が果たせ
ような努力の積み重ねが
必要である

地理的にも加茂郡の中心の立地から、川辺町の使命でもあります。この点について町長の考え方を伺います。

加茂可児を一つの行政圏、経済圏とみなす広域行政の中で、川辺町は少なくとも加茂郡の中 心的な役割、リーダシップをとつてほしいと思ひます。また、

現在の町議会選挙を含めた各種選挙の在り方について質問します。

**町長の議員等の立候
者の推薦について**

各面を通じて、中心的な役割が
果たせるよう努力の積み重ねが
必要であります。今後とも一層
のご指導とご協力を願いしま
す。

事業を進めておりますが、日本の漕艇場として町民はもちろ
ん町外からもどしどしあこし頂けるようなりゾート的な役割が
果たせるよう頑張っております

方法について考える気はない
か」ということは、立候補は父
職選挙法に基づき自由でありま
す。川辺町にも婦人や青年など
有能な議員が選出されます事を
願っております。

【町長】「候補者の推薦をするのはおかしい」というのですが、私は、町長として自ら推薦をしたことはありません。その点をどうかご理解を賜りたい。議員は、住民の代表であります推薦が悪いと私は考えておりませんので、ご理解を賜わるよう願います。

不在者投票のやり方は厳しくないか

項目についても、守られておると思っております。

石神地内の飛騨川右岸の崩落箇所の改良計画は

選挙は公平に、平等にそして投票の意志あるものはできるだけ参加できるようになど投票を行っている。川辺町における不在者投票のやり方が厳しいのではないか。伺います。また、川辺町の病院における入院患者の訴えですが、入院患者の投票に行けない方のために病院で投票してもらう、それはまだ結構な事だと思いますが、やり方について選管は十分つかんでいます。この点について伺います。

不在者投票は公職選挙法に基づいて執行している

【総務課長】「不在者投票のやり方をもつとやりやすく、そして秘密を守れるように」という質問ですが、選挙は公職選挙法に基づき、厳格に執行しております。また、秘密事項についても守られておると思っております。

「病院における不在者投票」につきましては、病院長が不在者投票の管理者となつて執行していただいております。秘密事



石神地区の飛騨川沿崩落場所

地権者の方のご理解とご協力を得て、安全な対策を講じる

第二次総合計画の実施計画書の中では、新山川橋からライン生コンに至るまでの〇二〇三号線道路改良工事が予定されおりました。最近になって、地域住民の方の知らせで、飛騨川沿いの道路下の崩落があることがわかりました。第二次総合計画されている道路改良工事の対象に含まれている箇所は、民家が道路ぎりぎりの敷地に建てられており、拡幅改良をするためには河川側へ拡幅が必要になると思います。現在の道路肩から河川側については、大変勾配が急な箇所で、一部崩壊しておる箇所もあり、工事を施工するに

石神地内の飛騨川右岸の崩落箇所の改良計画は

【土木課長】町道〇二〇三号線の道路改良計画は、第二次総合計画の中で実施計画を掲げております。昨年から調査を開始して、局部的に改良を実施しております。ご指摘の箇所は、民家

が多額の費用が必要となります。が、今後、拡幅改良計画にあたって、地権者のご協力とご理解が大前提となるわけでござります。地権者のご協力を得ながら、ご指摘の箇所を含め、再度調査を行い、安全な対策を講じながら工事の施工を進めて行きたいと考えております。

第二保育園の改築計画に専門的な意見を取り入れられたい

第二保育園は、いろいろの事情から位置を他に求めるのが良いと思います。また、保育園についての、専門の方の意見は、

交通機関のない人達の対策は

老齢の方たちが、日常生活の中で最も困つておられるのは交通機関の問題であります。

一体となつているのが望ましいと言われます。改築にあたつては現場の意見を取り入れていただきたいたい。一部で危惧されている第一保育園との統合はないと聞いています。

必要に応じ保母さんの意見を聞いて計画する

【住民課長】第二保育園の建設位置は、他の場所に用地を求めて

福祉バスの運行のなかで検討する

【住民課長】高齢者の通院、ま

ることは非常に困難であると思われますので、基本的には現在地としております。

また現場の意見を取り入れてほしいと言うご意見でございま

すが、第二保育園の保母さん五人から保育園改築について、六項目にわたり文書で意見書が出ております。これからも必要に応じて意見を聞いて計画して行く予定です。

また、第一保育園との統合については、考えておりません。これは、老齢者に限らず、男女を問わず足のない人達すべてにかかる問題でありますので、具体的な案があればお聞かせください。

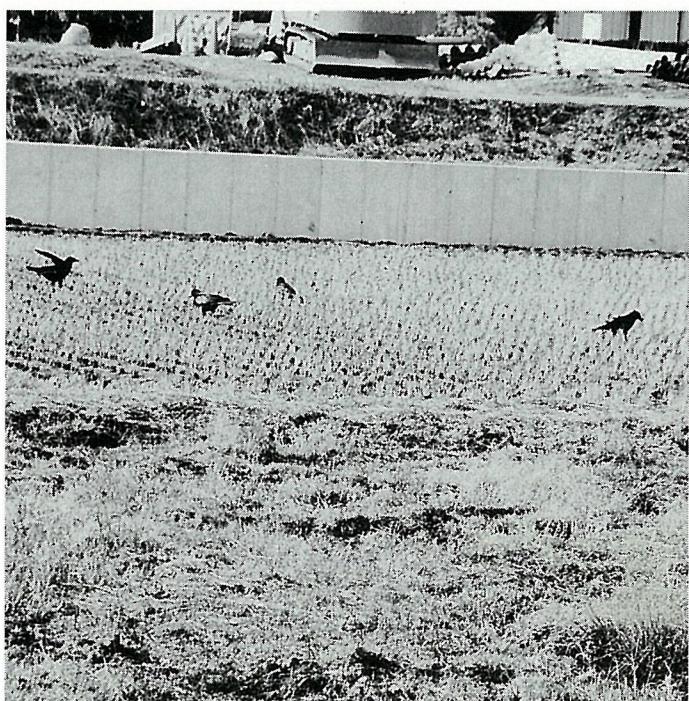
かわべ議会報 No.50

ると、五千羽くらいいるのではないかと関心をもって観察しておられます。農家をはじめ、特に果実農家に被害を及ぼすカラスではありますが、栃木県那須の烏山町では、「町おこし」に結び付け、十一月二十三、二十四日にカラスフォーラムが開催され、カラスに関するあらゆる問題が提起されたと聞いています。

さて、当町の場合ですが、C B C テレビで地域の風物詩として紹介されました。夕焼けに染まるカラスが大空いっぱいに乱

下吉田の飛驒川沿いの崖や藪は、まさにカラスの宿となっています。夜明けに飛び立つときは耳を覆うばかりです。夕方は方々から空一面にカラスが群れとなつて飛んできます。加茂高等学校の生物学の教師の話によ

カラスの実態と対策は



舞する姿が映されました。「町おこし」にすると言ふではありませんが、カラーラッピング等を計画するところによる被害、駆除対策などを一つの材料として考えたうか。

り、専門委員会を設置して歴史とかパネルによる「日本カラスフォーラム」を開いたと聞いております。特にカラスが多いと言ふことではないとの事でした本町としましても、実施市町村の資料等調査し、今後検討していきたい。

産業に置き換えて考えてみると、この川辺町には、特別に「これ」という特産物はありません。特産物を产出をする下地は、「関係する方々の熱意、創意工夫、生産者の協業、需要に見合う供給の規模、規格の統一等」と言わされており、これらの整備

一 生産規模が小さいため一定量、継続した市場要求には応じられない。

二 リスクの考慮面が先に走つてしまい規模の拡大につながらない。

三 単独経営者が多くて、協業体制がとれないため規格品の開発が進まない。

四日にカラスフォーラムが開催され、カラスに関するあらゆる問題が提起されたと聞いています。

【企画室長】 栃木県の烏山町は昭和六十三年に町おこし事業の一
つとして、商工会が町の補助金を受け、地名の烏山にこだわ

実施市町村の資料等を調査、今後の検討したい

井戸 孝議員

特産物の発掘を

と言われており、これらの整備がなければ他の地域と競合できるような特産物は、なかなかその生産が望めません。

体制がとれないため規格品の統一が取りにくい。

産業に置き換えて考えてみると、この川辺町には、特別に「これ」と言う特産物はありません。特産物を产出をする下地は、「関係する方々の熱意、創意工夫、生産者の協業、需要に見合う供給の規模、規格の統一等」

一 生産規模が小さいため一定量、継続した市場要求には応じられない。

で特別に産出される物」となつており、「農林、工業の関係、さらに工芸品の関係でいわゆる現產品の他に二次加工產品のよくなな物を含む幅広い範囲の中から、優れた產物を特定したものと特產物というと定義づけられております。これを川辺町の

産物にすることは今後の課題であります。この事は生産者の間で何回も過去に論議されましたが、的確な結論は得られていないと言われております。

最近は、「地方の活性化」と
言うことで、その一環として、
各市町村が名物とか、特産物と
言うような物の発掘、あるいは
宣伝、販売と言う事について、
地域ぐるみで力を入れております。
また、既存の特産物を持つ
市町村では、その改良、拡大に
懸命な努力を払っております。

様で、地域的に熱心に取り組んでおられる生産者も多数あります。こうした生産者の努力により、今後の運営如何によつては、それが特産物になると言うこともあり、こうした芽は、今でも備わつていると思ひますし、将来、新しい生産作物が発掘され、それが特産物になるかもしません。丁の主要作物で、寺

議会日誌

- 12月4日 下水道事業推進特別委員会開催(下水道計画について)
 5日 土木委員会協議会開催(平成3年度補正予算の審議)
 6日 厚生経済委員会協議会開催(平成3年度補正予算の審議)
 議会報編集委員会開催(48号・49号)
 10日 総務文教委員会協議会開催(平成3年度補正予算の審議)
 11日 郡議長会に議長出席(美濃加茂市)
 12日 議会運営委員会開催(第4回定例会の運営について協議)
 16日 第4回定例会(会期の決定、町長提案説明、議案上程、説明、質疑)
 20日 第4回定例会(一般質問、討論、採決)
 24日 各事務組合議会に議長出席(美濃加茂市)
 1月21日 下水道事業推進特別委員会開催
 議会全員協議会開催(福祉センター等について協議)
 28日 各事務組合議会に議長出席(多治見市)
 31日 国道418号線整備促進陳情に議長上京(東京都)
- 2月3日 土木委員会協議会開催(平成4年度予算等を審議)
 4日 名濃バイパス建設促進期成同盟会陳情に議長上京(東京都)
 6日 厚生経済委員会協議会開催(平成4年度予算等を審議)
 10日 下水道事業推進特別委員会開催(平成4年度予算等を審議)
 13日 総務文教委員会協議会開催(平成4年度予算等を審議)
 14日 川辺町学校給食運営委員会に議長、総務委員長出席(西小)
 18日 加茂郡可児郡町村議会議員研修会に議員出席



- 21日 議会全員協議会開催(ライスセンター計画書の経緯について協議)
 26日 郡議長会に議長出席(美濃加茂市)
 3月3日 各事務組合議会に議長出席(美濃加茂市)
 4日 議会報編集委員会(第50号発行の協議)
 5日 議会運営委員会開催(第1回定例会の運営について)
 9日 第1回定例会開催(会期の決定、町長提案説明、議案上程、議案説明)
 10日 第1回定例会開催(議案説明)
 13日 中学校卒業式に議員出席
 18日 第1回定例会開催(質疑)
 19日 第1回定例会開催(一般質問、討論、採決)
 25日 各小学校卒業式に議員出席
 25日 議会報編集委員会(第50号発行の協議)

低利な融資、損失した場合の防衛戦略、いわゆるリスク・マネジメントの研究、先進地の視察研修、指導者の育成、導入等を行い、最終的には、「振興センター」の設置を含め、積極的に進めていかなければ、特産物として岐阜県内に誇れる物にはならないと思います。

町特産品の発掘は現状では難しい

【産業係長】川辺町の特産品は、特に定義つけはしてありませんが、特産品と言っているのは、椎茸、いちご、花卉、地酒、味醂、ピーチワイン等と言うもので、各種のイベントに出展しています。例をあげますと、県が毎年行っている農業フェスティバル、今年度から行われた岐阜県スマーフエスティバル、多治見で行われた陶磁器博、十一月

に美濃太田駅で行われた開業七十周年記念と言うようなイベントに特産品として、出展し、宣伝、販売している実績がありますのでご理解願います。

今後については、できるだけ出展の機会があれば、川辺町としてもイベントに出展していくたいと思っております。

特産品の発掘は、現状では難しい面があると思います。しかし、バラの切り花とバラの台木は発掘した成果だと思います。資金援助面で具体的に申し上げます。

金があるわけですが、このバラにつきましては、採択条件に入らなかつたため、昨年度から町の補助で、農産物产地育成補助金をお願いし、現在、川辺町バラ切り花組合に助成し、昨年の成果は、先進地視察、研修、検討会に使用されたと聞いています。

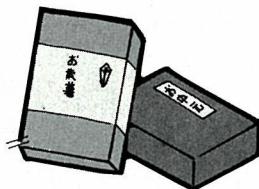


公職選挙法が平成2年から改正されています。

改正された内容は次のとおりです。

① 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対する寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます）は、いかなる名義をもっても禁止されました。お祭りの寄附、お中元、病気見舞い、各種会合の差し入れなどすべて寄附となり、罰則付きで禁止されています。



② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

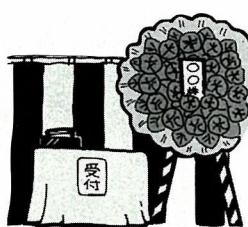
政治家に対し、寄附を出すよう勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるこども

禁止され、威迫して求めると処罰されます。

町内会の役員が町内の人全員にお祭りの寄附を集めてまわる場合、町内の政治家に対しても寄附を求めるることはできません。

③ 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。



④ 年賀状等のあいさつ

政治家は、選挙区内にある者に対し、答札のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます）を出

すことは禁止されています。

文面を印刷した年賀状に政治家が署名したものや、ワープロで印刷した年賀状を答札のために出すのは自筆によるものではありません。

⑤ あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（名刺広告）を出すと処罰されます。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されおり、威迫して求めると処罰されます。



寄附

金銭、物品その他の財産上の利益の提供などをいい、花輪・供花・香典・祝儀等は当然含まれ、また物品の貸与なども含まれますので、私たちが日常使う寄附よりかなり広い意味があります。

親族

六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいいます。また政治家や後援団体の寄附等が禁止されるのは、その選挙区内の相手方に対して行われる場合です。

“政治家”“寄附”とは？

衆議院議員、参議院議員、知事、県議会議員、市町村長及び市町村議会議員の職にある者（現職）、その候補者となるうとする者（立候補予定者）及びその候補者（立候補した者）のことをいいます。

金のかからない
政治のために寄附
禁止のルールを
守りましょう